



県章

山形県公報

平成31年1月15日（火）

第3011号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………（林業振興課）…19
- 民有保安林の指定施業要件の変更の予定……………（同）…同
- 同……………（同）…20

告 示

山形県告示第23号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成31年1月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
酒田市生石字大森山161、161-3、165、166、167-1、170、白ヶ沢字西山1-2、1-7、1-20、1-21、1-28、1-284
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更に係る指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第24号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成31年1月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
鶴岡市一霞字布滝39-1、39-9、39-17、58-1から58-6まで、61-1から61-4まで、79、82-1、82-4、82-6、82-7、84-1から84-5まで、85-1、85-2、58-31、字宮之前237、246-1、249、250、255、256、257-1、257-3、258、259-1、259-2、259-4、259-6、字宮之台94-2、94-10から94-12まで、99-2、101-1、101-3、102-1、102-5、102-6、103、104-1から104-

4まで、106-1、106-2、106-12、106-55から106-66まで、小名部字向田49、50-1、50-2、51、52、小国字川向141、150-6、151、戸沢字大早田1-1から1-38まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

鶴岡市小名部字越沢83-2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第25号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成31年1月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

鶴岡市関川字越沢台12-2、15-1、15-4、16、17-1から17-4まで、18-1、18-2、20-1、20-3、25、26-2、32-1から32-4まで、34、35-1、字大沢海30-1から30-5まで、31-1、31-2、32-1から32-3まで、33、35、36、42-1から42-10まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）